

4 地域における福祉の拠点として 生活困窮者支援のための 取り組みを行う施設です



① 救護施設居宅生活訓練事業

施設を退所して居宅生活に移ることを希望される利用者を対象に、アパート等を利用し社会生活力を習得するための訓練を行っています。

② 保護施設通所事業

退所者の居宅生活を支援するため、通所または施設職員の訪問により、生活全般の相談・支援を行う事業を行っています。

③ 一時入所

居宅で生活する人が一時的に精神状態が不安定になった場合などに、精神状態の安定を図るために、短期間救護施設を利用したり、DV被害者等の保護等のため緊急一時保護を行っています。

④ 移行促進

救護施設は、利用者の地域での自立生活をめざし、循環型セーフティネット施設として機能するために、利用者の地域や他種別施設等への移行促進を図っています。

⑤ 交流事業

さらに、救護施設の機能を活かし、地域における福祉の拠点となるために、ボランティアの受け入れをはじめ、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、教員などを志す学生の実習受け入れ、地域住民との交流事業、社会福祉協議会と連携した地域福祉活動などにも取り組んでいます。

⑥ 地域への開放

そのほかにも、地域の生活困窮者等を対象とした相談活動、介護教室、配食サービス、集会室等のスペース提供、福祉機器等の貸し出しサービスなど、各施設が工夫して様々なサービスを行っています。

私たちは、時代の要請に 柔軟にえられる福祉施設を めざしています

日常生活を、豊かで健康に、そして自分らしく送りたい
というのは、誰もが願うことです。

利用者のニーズを受けとめたサービス提供、一人ひとりの
人権や主体性を尊重した生活支援、そして時代の要請に柔軟
に応える救護施設をめざし、地域社会に貢献していきます。

なお、私たちは、平成25年4月に
「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」を
作成し、その自立支援に向けた様々な取り組みを
計画的に広げ、推し進めています。

実践的目標

- 01** 利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重した自己実現の支援を図る。
 - ・利用者を独立した人格として尊重し、人権の擁護に最大限務める
 - ・利用者が主体的に自己実現を図れるよう、できる限り支援する
- 02** 多様な障害や課題を持つ利用者のニーズに応じたサービスを提供する。
 - ・利用者個々の生活の困難さに対応したサービスを提供する
 - ・ノーマライゼーションの考え方を踏まえ「ともに生きる」ための生活環境を構築する
- 03** 地域の社会資源におけるネットワークを構築し、地域に根ざした施設を目指す。
 - ・他法、他機関を含めた地域の社会資源とのネットワークを活用し、利用者のニーズに応じた支援を提供する
 - ・救護施設自身が地域の社会資源として機能することをめざす

救護施設サービス評価基準(平成13年策定)

全国救護施設協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内

Tel 03-3581-6502 Fax 03-3581-2428

<http://www.zenkyukyo.gr.jp/>

日常生活を営むことが
困難な人の自立をめざす

救

護

施

設

とは



全国救護施設協議会

1 生活保護制度にかかわる長い伝統と幅広い支援のノウハウを持つ施設です

救護施設は、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、とうとう憲法第25条の理念を受け、昭和25年に制定された生活保護法の第38条第2項に規定された施設です。利用者を地域の住民として尊重し、意向にそった自立支援を行い、その人らしい豊かな生活の実現に最大限努めることを目的としています。施設の利用者は生活保護の受給者であるという点が特徴のひとつです。

救護施設は、身体や精神に障害があったり、何らかの生活上の問題のため日常生活を営むことが困難な方が入所し、健康で安心して生活しつつ、自立をめざす支援をする施設です。

救護施設の利用には、障害種別による利用制限はありません。支援を必要としている方を幅広く受け入れる救護施設は、“地域におけるセーフティネット”として、命と生活そのものを支える存在となっています。

※ 救護施設は全国には約180か所あり、各都道府県に一か所以上設置されています。



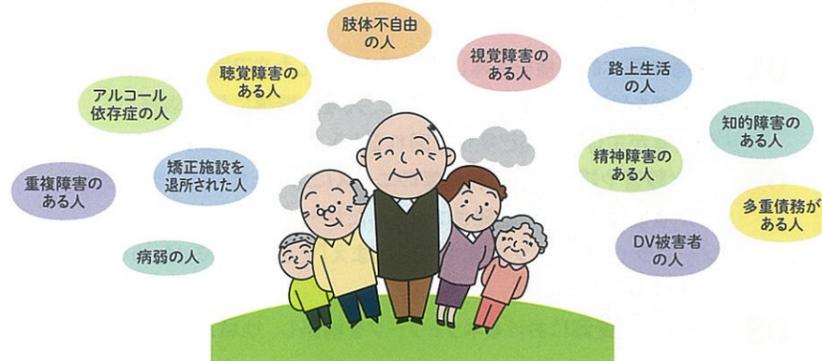
2 日常生活が困難な方の衣食等を満たす自立支援の為に施設です

救護施設は健康で安心して日常生活をおくる場となっています。一人ひとりの抱える問題を受け止めて、誰もがその人らしい人生をおくることのできるよう各施設は工夫して、以下のような支援をしています。

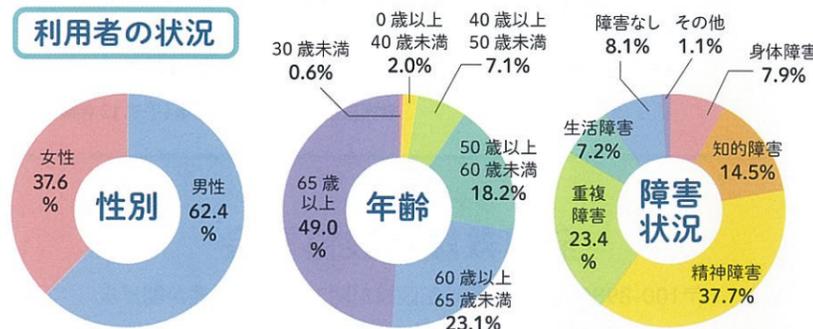
日常生活支援	健康管理、相談援助、介護支援(必要に応じ)など
リハビリテーションプログラム	身体機能回復訓練、日常生活動作・生活習慣等の訓練など
自己実現の支援等	就労支援、作業活動、趣味・学習活動など
地域生活の支援	通所事業、居宅生活訓練事業、グループホームの運営、配食サービス、地域の生活困難者への相談事業など

救護施設の入所は、原則として居住地を管轄する福祉事務所に対して、本人か、またはその扶養義務者等が申請して、実施行政機関による「措置」として入所が決まります。

救護施設の職員は、施設長、事務員、主任指導員、介護職員、栄養士、調理員、医師、看護師、介助員で構成され、入所定員に応じてその職員数の基準が定められています。



利用者の状況

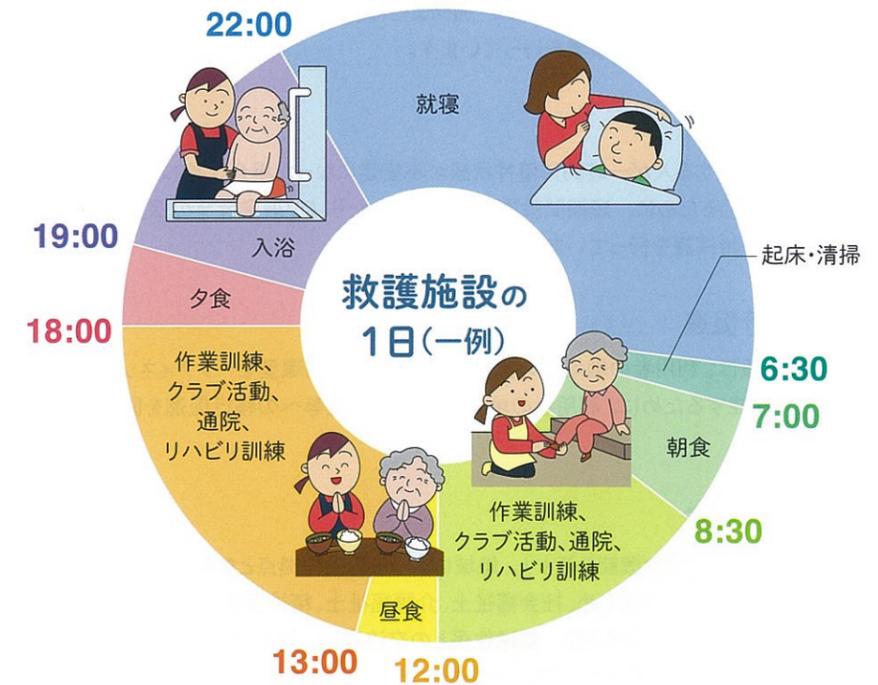


※全国でおよそ17,000人の方が利用されています。(「平成25年度全国救護施設実態調査報告書」より(平成25年10月1日現在))

3 利用者にとって最適な自己実現が図られるよう支援する施設です

救護施設は、利用者一人ひとりの抱える問題を受けとめて解決を図るとともに、生活や利用者自身のことを共に考え、誰もがその人らしく生きがいを持てるよう支援します。

サービスの提供にあたっては、利用者の希望・要望も聞きながら利用者や支援者が一緒になって「個別支援計画」を策定し、支援を行っています。このことにより利用者にとって最適な自己実現が図られるよう、自立に向けた支援をします。



居室



利用者による地域貢献活動